

費用について

申立書をセンターに提出する際に、申立費用として、3,150円（消費税を含む。）を納付していただきます。

なお、申立書が正式に受理された後、相手方が、申立てに応ずる意思がないとき又はあっせんにより和解が成立しなかった場合等であっても費用はお返しできません。あっせん委員等が出張した場合などは、交通費などの実費の負担をお願いする場合があります。

※ただし、申立費用は、令和10年12月31日までは無料です。